令和９年度

品川区教育委員会事務局会計年度任用職員募集案内

（教育総合支援センター）

令和８年１１月１５日
品　　川　　区

この採用選考は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

１　採用する職、受験資格、採用予定数等

職名	**部活動指導員**
主な職務内容	**学校の校長および教育委員会の指揮監督の下に、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導等に関わる事務**
受験資格	**学校における部活動の教育的意義について理解し、競技、部門等の専門性を有する者**
１週間あたりの勤務日数	**１日～５日**
１日あたりの勤務時間数	**３時間　または　２時間**
勤務場所	**区立中学校、区立義務教育学校**
報酬額	**１時間あたり　２，５００円**
採用予定数	**若干名**

※　ただし、次の方は応募できません。

- 地方公務員法第１６条の各号のいずれかに該当する方（最終ページ≪参考≫参照）
- 現に品川区の常勤職員（教育公務員および任期付職員を除く。）である方

２　採用予定時期　　令和９年４月１日以降

３　任　　期　　採用日から令和１０年３月３１日までの間

４　合格者の取扱い

選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和１０年１月末日までです。

５　名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

（１）名簿登載を辞退した場合
（２）受験資格を欠いていることが明らかになった場合
（３）品川区職員として採用された場合
（４）任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
（５）心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

６　採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

７　選考方法･選考日程

（１）第一次選考

選考方法	書類審査　※ 申込兼履歴書により書類審査を行います。
合格発表	令和９年１月中旬（予定）※合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。

※　第一次選考合格時点で、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。
その後、面接を希望する学校から連絡がある場合のみ、第二次選考に進みます。
（４月１日採用の場合は令和９年２月末までにはご連絡します。）

（２）第二次選考（対象：第一次選考合格者）

選考方法	面接（令和９年１月中旬以降を予定）
合格発表	合否に関わらず、第二次選考を受けた方には郵送で通知します。

８　申込手続き・受験票の交付

原則、電子申請にてご提出をお願いします。

方法	受付期間
電子申請	令和８年１１月１５日（日）～令和８年１２月１８日（金） 下記「品川区電子申請サービス」よりお申込みください。 https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay 「【教育総合支援センター】令和９年４月採用　会計年度職員（部活動指導員）電子申請」 （品川区電子申請サービス QR コード）

９　勤務条件等　※令和８年１１月１５日現在

（１）報酬（地域手当相当報酬含む）

１時間あたり　２，５００円

※　給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

（２）諸手当に相当する報酬等

期末手当および通勤手当や超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。（期末手当の支給は週３日以上の勤務の方）

（３）勤務日数・勤務時間

別表のとおり

※　勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、配属先によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※　公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

（４）休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

（５）社会保険・福利厚生

労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

ただし、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険の対象外となります。

１０　郵送・問い合わせ先

〒１４１－００３１　品川区西五反田６丁目５番１号

品川区教育総合支援センター（教育文化会館４階）

電話：０３－３４９０－２００５(直通)　ＦＡＸ：０３－３４９０‐２００７

※　選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》 地方公務員法第１６条

受験資格にある、地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する者とは､以下の者をいいます。
１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

こども性暴力防止法に基づく対応について

令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）対象業務へ従事するにあたっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき､対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります｡申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果､特定性犯罪の前科があることが判明した場合は､採用しない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

求職者等へのセクシュアル･ハラスメント防止に関する対応について

品川区では求職者等に対するハラスメントについて､「求職者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する取扱要領」を定め、対策に取り組んでいます。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は以下の通り当区ホームページをご覧ください。(https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/boshu/shokuinboshu/1011172.html)

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理します。ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。